

**三重県プラスチックのリサイクルマッチング  
システム（仮）構築等業務委託  
仕様書**

**三重県環境生活部環境共生局**

**資源循環推進課**

## 1 調達案件名

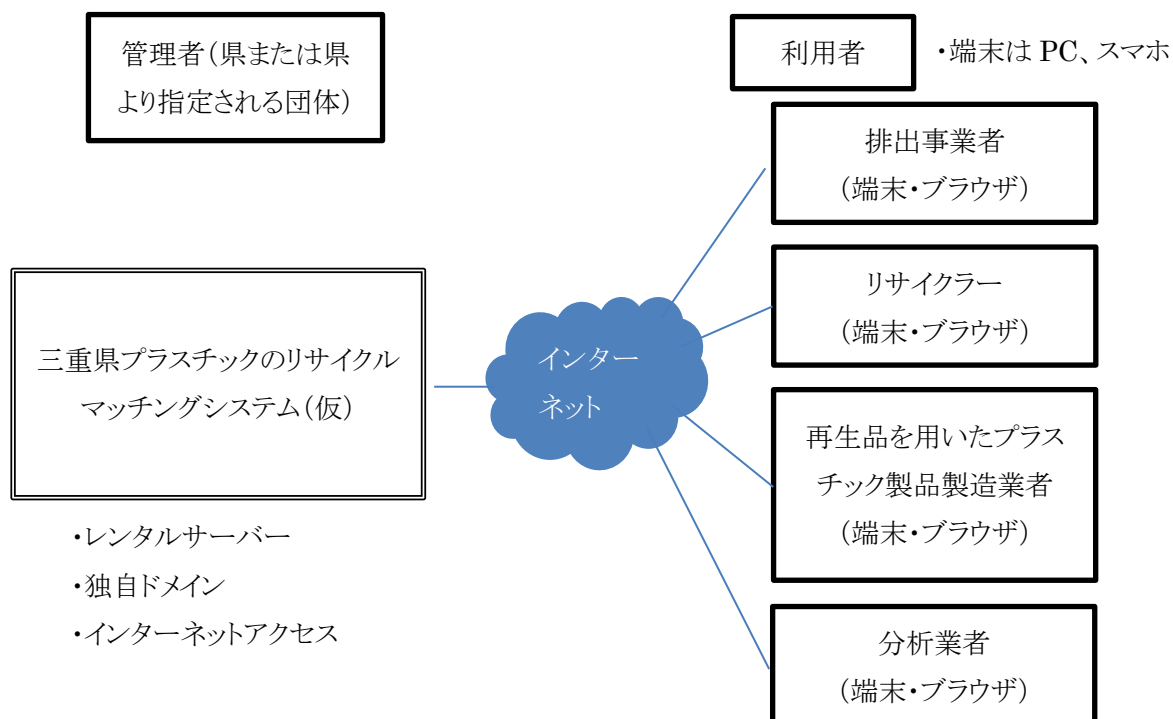
三重県プラスチックのリサイクルマッチングシステム（仮）構築等業務委託

## 2 作業の概要

### (1) 背景と目的

プラスチックのリサイクルの促進及び関連産業の振興を図るため、排出事業者等から排出されるプラスチックの性状、量、プラスチックの種類などの情報とリサイクルを実施するリサイクラーが行う再生方法などの情報について ICT を活用し、両者のマッチングを行うシステム「三重県プラスチックのリサイクルマッチングシステム（仮）」（以下「システム」という。）を構築することを目的とする。

### (2) 三重県プラスチックのリサイクルマッチングシステム（仮）の概要



### (3) 情報システム化の範囲

本業務では、「(2) 三重県プラスチックのリサイクルマッチングシステム（仮）の概要」で示した「三重県プラスチックのリサイクルマッチングシステム（仮）」をシステム化の範囲とし、システムをインターネット上 web サイトに構築することを主たる目的とする。

### (4) 作業内容・成果物

#### ア 作業内容

別紙のとおり。

#### イ 作業スケジュール（案）

別紙のとおり。

#### ウ 履行期間

本業務の委託期間は、契約日から令和 11 年 3 月 31 日まで（システム構築は契約日から令和 6 年 3 月 31 日まで、システム保守は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで）とする。

## エ 全体留意事項

### ・業務実施計画書の提出

契約の日から起算して 10 営業日以内に、業務の推進体制、役割分担、スケジュールその他業務実施について定めた「業務実施計画書」を委託者に提出すること。

### ・業務の打合せ

受託者は、本業務を施行するに当たり委託者と綿密な打ち合わせを実施し、正確かつ誠実に業務を行わなければならない。また、受託者は打合せの都度、委託者と受託者が相互に共通の認識が図られるよう、適切な資料及び議事録を 2 部作成し、委託者及び受託者において各 1 部を保管するものとする。

### ・その他

OA 機器、机、椅子及び電話等の事務環境は、必要なものを受託者が用意すること。また、環境整備、作業場所（委託者が提供する場合を除く。）及び電話等の通信費等委託業務実施に要する一切の費用は、全て受託者の負担とする。

業務の実施に当たって、第三者の著作権、工業所有権その他の権利を侵害しないこと。

その他、本業務を遂行する上で新たに発生した事項については、双方が十分な協議を行ったうえで実施すること。

システムの構築に当たっては提案内容を基本としつつ、別紙 2 利用者へのヒアリング調査のとおり利用者へのヒアリング調査を行い、関係者の意見を十分反映し、システムを構築すること。

## オ 納入成果物

受託者は、次のア～エまでに掲げる成果物を納入場所に納入すること（アからエまでを収録した CD-R 又は DVD-R 等一式及びアをプリントしたものを 1 部とする）。

(ア) 業務実施計画書

(イ) マニュアル（管理者向け、使用者向け）

(ウ) システム設計書

(エ) プログラムソース

### ・納入場所

三重県津市広明町 13 番地 三重県環境生活部環境共生局資源循環推進課

なお、詳細については、別途三重県担当職員の指示に従うこと。

## (5) 情報システム稼働環境要件

### ア アクセシビリティ要件

(ア) コンテンツの作成は、JIS X 8341-3 : 2016『高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス— 第 3 部:ウェブコンテンツ』のレベル AA に準拠すること。（本仕様書における「準拠」という表記は、情報通

信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2016年3月版」で定められた表記による。) )

(イ) 日本語で記述されたコンテンツのみを取り扱うこと。

(ウ) 利用者の混乱を招かないよう、画面遷移が少なく、分かりやすさを考慮し、円滑に業務を進められるようにすること。

#### イ 規模要件

登録利用者想定（最大 5,000 者）の 10%が同時利用できるものであること。

#### ウ 性能要件

ベストエフォートで、利用者にとって快適な作業を実現でき、かつシステムの日常運用を円滑に進めることができるものとする。

#### エ 信頼性要件

年間稼働率が 90%以上であること。

#### オ 拡張性・柔軟性要件

将来、データ量が 5 割増となっても、プログラムやファイル等の改修なく対応できるよう、データベースやファイル等の容量に余裕を持たせること。

#### カ 稼働環境要件

行政 WAN には接続しないため、一般的なインターネットを利用すること。

#### キ テスト要件

下記事項に留意し、受託者によるシステム稼働に係るテストを行うこと。

受託者はテストの管理主体としてテストの管理を実施するとともに、その結果と品質に責任を負うこと。

受託者は三重県及び関連する他システムに係る事業者等との作業調整を行うこと。

三重県の関係者に対する作業負荷を抑える工夫をした計画を立てること。

三重県に対し定期進捗報告及び問題発生時の随時報告を行うこと。

テストケース（入力、出力及びテスト基準）、テストシナリオ（例外処理を含む。）、テストデータ、テスト評価項目及びテスト手順をテスト実施前に整理し、テスト実施要領として作成の上、提出すること。

テスト終了時に、実施内容、品質評価結果及び次工程への申し送り事項等について、三重県と協議の上、テスト結果報告書を作成すること。

テスト時に使用した不要なデータ、ユーザ ID、プロセス及びサービス等は本番稼働前には完全に削除し、削除したことを示す記録を⑥のテスト結果報告書に含め、提出すること。

### 3 情報セキュリティに関する受託者の責任

(1) 受託者は、三重県電子情報安全対策基準及び受託者内部のセキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情報漏えい等の情報セ

セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた作業環境において、本業務に係る作業を実施するものとする。

なお、三重県電子情報安全対策基準については、受託者のみに提示する。

- (2) 受託者は、本業務に係る作業を実施するすべての関係者に対し、私物（関係者個人の所有物等、受託者管理外のものを指す。以下、同じ。）コンピュータ及び私物記録媒体（USBメモリ等）に三重県に関連する情報を保存すること及び本業務に係る作業を私物コンピュータにおいて実施することを禁止するものとする。
- (3) 受託者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について、職員に確認を求められた場合には、これを報告するものとする。また、受託者は履行状況について、三重県が自ら確認しようとすることに協力するものとする。
- (4) 受託者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について三重県が改善を求めた場合には、三重県と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。
- (5) 受託者は、本業務に係る作業中及び契約に定める契約不適合責任の期間中において、受託者における情報セキュリティ上の問題を原因とした情報セキュリティ侵害が発生した場合には、直ちに職員へ報告の上、受託者の責任及び負担において、次の各事項を速やかに実施するものとする。
  - ア 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、三重県の承認を得た上で実施すること。
  - イ 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、三重県へ提出して承認を得ること。
  - ウ 再発防止対策を立案し、三重県の承認を得た上で実施すること。
  - エ 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、担当職員の指示に基づく措置を実施すること。

#### 4 遵守すべき法令等

- (1) 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。
- (2) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

#### 5 受託者の義務

- (1) 本業務の遂行に当たっては、三重県の求めに応じ、速やかに資料等の提出を行うこと。
- (2) 本業務において、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上、当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。

- (3) 契約書及び仕様書に明示されているすべての業務に対し、いかなる場合においても三重県に別途費用を請求することはできない。ただし、三重県の要求仕様の変更による追加費用については別途協議を行うものとする。

## 6 著作権等

- (1) 成果品等のうちプログラム言語で書かれるスクリプト・プログラムの著作権は、受託者又は開発元に帰属する。
- (2) 成果品等のうちプログラム言語で書かれるスクリプト・プログラムなどを除く一切の資料・データ（帳票、CSV ファイル、データベースの説明資料、マスタテーブルと各テーブルの対応関係（リレーション）を説明する資料、画面とデータベースの対応を説明する資料、三重県職員に対する研修資料等）の著作権は、三重県に帰属するものとする。
- (3) 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。
- (4) 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。
- (5) 成果品等のうち、上記（3）の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- (6) 成果品等のうち、上記（3）の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- (7) 三重県は著作権法第 20 条第 2 項、第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (8) 受託者は、上記（3）に基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- (9) 受託者は、上記（4）に基づき三重県に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (10) 前 2 項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (11) 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

- (12) 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
- (13) 本契約、仕様書等という成果品等には、上記 1 を除き、すべて所有権及び著作権等が三重県に帰属する旨の表示をするものとする。

## 7 工業所有権

- (1) 委託業務の履行に関連して三重県及び受託者が各々単独で特許権、意匠権その他の工業所有権（以下「工業所有権」という。）を獲得した場合、三重県が成果品等を利用（委託業務の目的に沿った本契約終了後の事業への利用を含む。以下同じ。）するために必要な範囲において三重県・受託者相互に無償で当該工業所有権を使用できるものとする。ただし、三重県及び受託者は、もっぱら相手方の発案によるものをもって、自ら単独の工業所有権を獲得してはならない。また、三重県及び受託者は、特許法第 38 条、意匠法第 15 条その他関係法規の規定に基づき、発明等に至る過程が完全に一方に属するもの以外は、すべてその工業所有権を共有としなければならない。
- (2) 受託者が従前より保有し、若しくは第三者から承継又は実施権の設定を受けた工業所有権を委託業務に適用する場合、受託者は当該工業所有権に関する対価を請求しないものとする。
- (3) 受託者が前項の工業所有権を第三者に承継させる場合は、三重県が成果品等を利用するために必要な範囲において、三重県又は三重県の指定する者に当該工業所有権の対価の請求及び権利侵害の主張をしない旨を保証するものとし、当該第三者が他の第三者に承継させる場合も同様の保証を行わせるものとする。
- (4) 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

## 8 第三者の権利侵害

- (1) 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。
- (2) 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
  - ア 成果品を侵害のないものに改変すること。

- イ 三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。
- (3) 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

## 9 契約不適合責任

- (1) 三重県は、成果品に種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、受託者に対して、その契約不適合の修補、代替品の引渡し、不足品の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受託者は、三重県に不相当な負担を課するものでないときは、三重県が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- (2) 前項に規定する場合において、三重県は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- (3) 第1項に規定する場合において、三重県が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、三重県は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。この場合において、業務委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。
- (4) 追完請求、前項に規定する業務委託料の減額の請求（以下「業務委託料減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が三重県の供した材料の性質又は三重県の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、受託者が、その材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。
- (5) 三重県が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、三重県は、その不適合を理由として、追完請求、業務委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引き渡した時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

## 10 機密保持

- (1) 受託者は、受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務を遂行するうえで知り得た個人情報及び機密情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。
- (2) 受託者が個人情報の処理等を行う場合は、個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を講じなければならない。

## 11 再委託の制限

- (1) 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託



の金額等について記載した書面を三重県に提出し、三重県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- (2) 前項の規定は、受託者が資料の謄写、製本等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

## 12 暴力団等排除措置要綱による不当介入に対する措置

- (1) 受託者は、業務の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。

ウ 三重県に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、三重県と協議を行うこと。

- (2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

## 13 環境への配慮事項

「みえ・グリーン購入基本方針」及び「令和5年度環境物品等の調達方針」に適合していること。

## 作業内容

### 1 本システムの制作

#### (1) 本システムの使用者及び使用方法

本システムの使用者は、次のアからカまでの者とし、以下に記載する使用方法を想定する。

##### ア 管理者（本システムの運営主体）

主な対象：県

使用方法：システムの運営（維持管理）

排出事業者及びリサイクラー（後述）における使用状況の確認

##### イ 排出事業者（廃プラスチック類を排出する者）

主な対象：産業廃棄物として廃プラスチック類を排出する事業者

※有価物としてプラスチックを排出する事業者も含む

県外の排出事業者も登録可能

使用方法：リサイクラー及び分析業者（後述）情報の閲覧、検索

排出する廃プラスチック類の情報（性状、量など）の登録

排出事業者の情報（会社名、所在地、排出場所など）の登録

リサイクラーに対するマッチング希望の登録

##### ウ リサイクラー

主な対象：県内で許可を有する産業廃棄物処分業者

県内のコンパウンダー（プラスチック原料をコンパウンドし、製造業者へ素材として提供する事業者）

県内のリサイクラー（産業廃棄物処分業者を除く）※有価物として取り扱う事業者

使用方法：排出事業者情報及び分析業者（後述）情報の閲覧、検索

排出事業者への問合せ

処理方法（リサイクル方法）の登録

法人情報の登録（報告）

排出事業者に対するマッチング希望の登録

マッチング成立の報告（排出事業者とのやり取り開始、委託契約締結の2段階）

※委託契約の締結は任意入力

リサイクルして得られる再生品の情報（性状等）の登録

リサイクルして得られた再生品を用いて製造したプラスチック製品の情報の登録

##### エ 再生品を用いたプラスチック製品製造業者

主な対象：県内で再生品（再生プラ素材）を原料としてプラスチック製品を製造する事業者

使用方法：リサイクラー及び分析業者（後述）情報の閲覧、検索  
法人情報の登録  
再生品（再生プラ素材）を原料としたプラスチック製品の情報の登録

#### オ 分析業者

主な対象：県内で廃プラスチック類の性状などを分析する事業者  
使用方法：排出事業者、リサイクラーの情報閲覧、検索  
分析可能項目の情報

### (2) 本システムの概要

#### ア 基本要件

- ・管理者は、排出事業者及びリサイクラーに、本システム利用のための ID 及びパスワード（以下、アカウント情報という。）を配布できること。
- ・管理者は、アカウント情報を管理できること。
- ・管理者は、本システムで扱われる情報の全体を確認及び適切に管理できること。
- ・排出事業者は、提供物に関する情報を登録及び管理できること。
- ・リサイクラーは、排出事業者による提供物に関する情報の閲覧、検索、問い合わせができること。
- ・リサイクラーは、排出事業者に、提供物の処理状況等の報告ができること。
- ・本システムの使用者間で必要な情報を共有できること。また、共有できる範囲は、使用者の権限に応じて制限できること。
- ・排出事業者及びリサイクラーは、自らの団体情報のみを編集し、インターネット上の Web サイト（以下、ポータルサイトという。）に公開できること。

#### イ ポータルサイト

ポータルサイトには、以下の内容を含めること。

- ・本システム及びリサイクルに関する取組みの概要を掲載すること。
- ・排出事業者及びリサイクラーの団体情報を掲載すること。
- ・アカウント登録のための申請方法を案内すること。

### (3) 機能要件

#### ア ログイン機能

アカウント情報の入力で、システムにログインできること。

#### イ アカウント登録機能

- ・システムにログインするためのアカウント情報の申請、承認、登録、管理ができること。
- ・使用者のアカウント情報は、使用者の分類、企業または団体情報等の必要な情報を入力し、申請できること。（団体情報の項目については、別途調整のうえ決定する。）
- ・使用者のアカウント情報は、管理者にて申請の確認後、承認することで付与できること。

#### ウ 利用者一覧機能

- ・排出事業者及びリサイクラーの団体情報を登録できること。
- ・排出事業者及びリサイクラーの団体情報を編集できること。
- ・排出事業者及びリサイクラーの団体情報を、リアルタイムにポータルサイトに反映できること。

#### エ 廃プラスチック類の情報一覧機能

- ・廃プラスチック類に関する情報を登録できること。
- ・廃プラスチック類のリサイクルに関する報告を登録できること。

#### オ 再生品の情報一覧機能

- ・再生品に関する情報を登録できること。

#### カ 再生品を用いて製造したプラスチック製品の情報一覧機能

- ・再生品を用いて製造したプラスチック製品に関する情報を登録できること。

#### キ 分析方法等の情報一覧機能

- ・廃プラスチック類等に関する分析方法等に関する情報を登録できること。

### (4) 各使用者の権限（使用範囲）

#### ア 管理者権限（全範囲）

- ・ログイン機能
- ・アカウント登録機能
- ・利用者一覧機能
- ・廃プラスチック類情報一覧機能
- ・再生品情報一覧機能
- ・再生品を用いて製造したプラスチック製品情報一覧機能

#### イ 排出事業者権限（一部範囲）

- ・ログイン機能
- ・アカウント登録機能
  - －アカウント申請のみ
- ・利用者一覧機能
  - －編集（自身の情報のみ）
- ・廃プラスチック類情報一覧機能
  - －廃プラスチック類の参照（自身の情報のみ）
  - －廃プラスチック類の新規登録、削除（自身の情報のみ）
  - －廃プラスチック類の編集（自身の情報のみ）
  - －再生品を用いて製造したプラスチック製品の編集（自身の情報のみ）
- ・リサイクラーが入力したリサイクル方法の参照
  - －リサイクラーが入力した再生品の参照
  - －再生品を用いて製造したプラスチック製品の参照
  - －再生品を用いて製造したプラスチック製品の編集（自身の情報のみ）
- ・リサイクラーに対するマッチング希望の登録

#### ウ リサイクラー権限（一部範囲）

- ・ログイン機能
- ・アカウント登録機能
  - －アカウント申請のみ
- ・利用者一覧機能
  - －編集（自身の情報のみ）
- ・リサイクル情報一覧機能
  - －排出事業者情報（法人）の参照
  - －排出事業者が入力した廃プラスチック類情報の参照
  - －リサイクル方法の参照
  - －リサイクル方法の編集（自身に関する報告のみ）
  - －再生品の参照
  - －再生品の編集（自身に関する報告のみ）
  - －再生品を用いて製造したプラスチック製品の参照
  - －再生品を用いて製造したプラスチック製品の編集（自身の情報のみ）
- ・排出事業者に対するマッチング希望の登録

#### エ 再生品を用いたプラスチック製品製造業者

- ・ログイン機能
- ・アカウント登録機能
  - －アカウント申請のみ
- ・利用者一覧機能
  - －編集（自身の情報のみ）
- ・リサイクラーが入力した再生品の参照
- ・再生品を用いて製造したプラスチック製品の参照
- ・再生品を用いて製造したプラスチック製品の編集（自身の情報のみ）

#### オ 分析業者

- ・ログイン機能
- ・アカウント登録機能
  - －アカウント申請のみ
- ・利用者一覧機能
  - －編集（自身の情報のみ）
- ・排出事業者が入力した廃プラスチック類の参照
- ・リサイクラーが入力した再生品の参照

#### (5) システムフロー

現時点で想定されるシステムフローは以下のとおりであり、登録する情報等の詳細は別途調整のうえ決定する。

##### ア アカウント登録

排出事業者及びリサイクラーほか（以下「申請元」という。）が、ポータルサイトより申請条件を確認

申請元が、申請フォームより各必要事項を入力し申請

管理者が、申請内容の確認

管理者が、承認に基づき、アカウント情報を申請元に送付

#### イ 廃プラスチック類の提供及び報告

排出事業者が提供可能な廃プラスチック類を登録

リサイクラーがリサイクル方法を登録

リサイクラーが排出事業者情報一覧から受け取りたい廃プラスチック類を選定（または、排出事業者がリサイクラー情報一覧から排出先としてリサイクラーを選定）

リサイクラーが、排出事業者に、受け取りたい廃プラスチック類についての希望を入力（または、排出事業者からリサイクラーへ処分したい廃プラスチック類を登録）

排出事業者及びリサイクラー間で、委託契約締結に向けたやり取りを実施

リサイクラーが委託契約締結をした旨の報告を実施（任意）

#### （6）本システムの稼働環境

本システムの稼働に必要な環境は、パソコンのほかスマートフォンでも適切に操作が可能な環境を受託者から提案すること。

また、提案環境においては、サイバー攻撃等に対する十分なセキュリティ対策が取られていること。ドメイン名に関しては、委託者と協議の上、決定すること。

#### （7）システムフロー（案）・画面イメージ（案）

現時点で想定されるシステムフロー（案）・画面イメージ（案）の内容を別添の「三重県プラスチックのリサイクルマッチングシステム（仮）システムフロー（案）・画面イメージ（案）」に示す。実際に構築する内容は契約後に県と協議のうえ決定する。

## 2 利用者へのヒアリング調査

1（2）本システムの概要、（3）機能要件及び（4）各使用者の権限（使用範囲）の精査を行うため、1（4）本システムの利用者に対してヒアリング調査を実施する。

ヒアリング調査の結果をもとに三重県と協議のうえ、1（2）本システムの概要、（3）機能要件及び（4）各使用者の権限（使用範囲）の修正を実施する。

ヒアリング対象者は三重県が決定し、10事業者程度に対してヒアリング調査を行う。

ヒアリング調査の内容は三重県と協議の上決定する。

ヒアリング調査には三重県も同席する。

### 3 スケジュール案

本業務のスケジュール案を以下に示す。正式なスケジュールは受託後に三重県と協議のうえ決定するが、システムの稼働は令和6年4月1日までにを行うこと。

	令和 5年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和 6年 1月	2月	3月	4月 以降
ヒアリング準備	→									
利用者ヒアリング		→								
テスト版開発				→						
テスト版試運転							→			
システム調整									→	
システム稼働										→

### 4 システム保守

令和11年3月31日までのシステム保守を行うこと。

なお、システム保守費用（レンタルサーバー代を含む。）は、可能な限り低廉であること。

#### (1) ソフトウェア保守要件

本業務の受託者は、効率的に保守業務が行えるよう、以下の要件に従い、保守設計を行うこと。

- ア 不具合が発生した際、早急な修正対象の特定と修正計画が可能な仕組みを用意すること。
- イ 設計情報、定義情報等のドキュメントを整備し、障害や改訂の際に対象箇所を容易に識別できるようにすること。
- ウ ソフトウェアのバージョン管理を適切に行える仕組みを提供すること。
- エ ソフトウェア構造を明確にし、仕様変更時や障害対応時の妥当性検証を省力化するための工夫をすること。

#### (2) ハードウェア保守要件

保守対応時間は、8時00分から18時00分までを可能にすること。

「(5) エ 信頼性要件」に記述した要件を満たすように、ハードウェア保守の具体的な方法を提示すること。

### 5 その他業務遂行上の事務対応

本業務の円滑な遂行に必要な以下の事項を行うこと。

#### (1) 打ち合わせ及び議事録の作成

打ち合わせは、対面形式以外にも、オンライン形式等も考慮し、委託者と協議の上、実施すること。

#### (2) マニュアルの作成

本システムの運用及び使用に関する、わかりやすいマニュアルを作成すること。

**(3) システム設計書（ドキュメント等）の作成**

本システムに関する仕様が分かるようなシステム設計書（ドキュメント等）を作成すること。

**(4) その他**

本業務の遂行にあたり、必要と思われる事項については、委託者と協議の上、対応すること。